

オンラインフォーラム



**「原発回帰GX法」が**

**意味すること**

**今後に向けて**

2023年6月20日（火） 18:30～20:00

# 本日の流れ

- 原発回帰GX法の成立過程と内容…満田夏花 (FoE Japan)
- パネルディスカッション：
  1. GX法成立でみえてきたものとは？
  2. 国会審議で明らかになったこと、明らかにならなかったこと
  3. 今後何をしていくべきか

まさのあつこ (フリージャーナリスト)

阪上武 (原子力規制を監視する市民の会)

松久保肇 (原子力資料情報室事務局長)
- 参加者もまじえてディスカッション

2023年6月20日

# 原発回帰GX法の成立過程と内容



みつた かなな  
満田 夏花

# GX（グリーントランスフォーメーション） 実行会議で示された原発推進方針

- 原発の「7基追加再稼働」
- 原発の運転期間の延長の検討
- 次世代革新炉による原発の増設や建て替え

電力の需給ひっ迫  
ウクライナ情勢  
エネルギー燃料価格の高騰  
エネルギー安全保障



# 経緯①

- 2022年7月27日、第1回「GX実行会議」で、岸田首相が原発推進方針を打ち出す。8月24日「7基追加再稼働」や運転期間の延長、次世代革新炉の建設による新增設や建て替えについて、検討を指示
- 10月5日、原子力規制委員会の山中委員長は、原発の**運転期間は「利用」政策**であるとし、原子炉等規制法の規定削除を容認。
- 12月21日、原子力規制委員会にて「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）」（=**運転期間を延長することを前提とした規制の概要**）が了承される。⇒パブコメ（一般からの意見の公募）（1か月）  
パブコメ総数2016件 多くが運転延長に反対意見
- 12月22日、GX実行会議で、「**GX実現に向けた基本方針（案）**」が了承される。⇒パブコメ（1か月）パブコメ総数3966件 多くが原発推進に反対

## 経緯②

- 2023年2月8日、原子力規制委員会において**石渡委員が原子炉等規制法から運転期間に関する規定を削除すること、運転期間から停止期間を除外することに反対**。この日、原子力規制委員会は、運転期間を延長することを前提とした規制の概要の決定を見送る。
- 2月9日、FoE Japanなど**運転期間の延長に反対する署名 75,214筆**を提出
- 2月10日、「**GX実現に向けた基本方針**」「**①GX推進法案**」閣議決定
- 2月13日、原子力規制委は、石渡委員の反対を押し切り、運転期間延長を前提とした規制の概要を決定。
- 2月28日、運転期間延長などを含む「**②GX脱炭素電源法案（束ね法案）**」閣議決定
- GX推進法案は5月12日に国会で可決成立
- GX脱炭素電源法案（束ね法案）は5月31日に国会で可決成立

# GX脱炭素電源法法案の国会での審議の状況

- 3月30日 衆議院本会議で趣旨説明・代表質問
- 4月7日、11日 衆・経済産業委員会
- 4月14日 衆・経済産業委員会 参考人質疑
- 4月19日 衆・経済産業委員会・環境委員会・原子力問題調査特別委員会 連合審査会
- 4月21日 衆・経済産業委員会
- 4月26日 衆・経済産業委員会質疑、可決
- 4月27日 衆議院本会議で可決
- 5月10日 参議院本会議で趣旨説明・代表質問
- 5月11日 参・経済産業委員会で審議入り
- 5月18日 東海第二原発視察
- 5月23日 経済産業委員会・環境委員会の合同審査会
- 5月25日 参考人質疑
- 5月30日 経済産業委員会・内閣府との合同審査会
- 5月31日 参議院本会議で可決

# GX基本方針

## ①GX推進法案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

- 経産省がGX推進戦略を策定
- GX推進移行債の発行（20兆円規模）
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還
- GX推進機構の設立
- 150兆円規模の官民の投資をGXに呼び込む

## ②GX脱炭素電源法案

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法などの改定により、以下を法制化する

- 原子力を活用していくことは「国の責務」
- 原子炉等規制法から原発の運転期間の定めを削除し、電気事業法へ
- 予見しがたい事由による運転停止期間を上積みできるように



# GX基本方針

## ①GX推進法案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

- 経産省がGX推進戦略を策定
- GX推進移行債の発行（20兆円規模）
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還
- GX推進機構の設立
- 150兆円規模の官民の投資をGXに呼び込む

## ②GX脱炭素電源法案

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法などの改定により、以下を法制化する

- 原子力を活用していくことは「国の責務」
- 原子炉等規制法から原発の運転期間の定めを削除し、電気事業法へ
- 予見しがたい事由による運転停止期間を上積みできるように

# ①GX推進法案の問題点

1. 原子力産業を長期にわたり官民資金で支援
2. 経済産業省への白紙委任
3. 脱炭素基準、環境・人権配慮基準の不在
4. 将来世代を含めた国民が負担し、排出者を利する
5. 資金の流れが不透明、監視、検証ができない

# GX基本方針

## ①GX推進法案

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案

- 経産省がGX推進戦略を策定
- GX推進移行債の発行（20兆円規模）
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還
- GX推進機構の設立
- 150兆円規模の官民の投資をGXに呼び込む

## ②GX脱炭素電源法案

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法などの改定により、以下を法制化する

- 原子力を活用していくことは「国の責務」
- 原子炉等規制法から原発の運転期間の定めを削除し、電気事業法へ
- 予見しがたい事由による運転停止期間を上積みできるように

# ②GX脱炭素電源法案 (束ね法案)

原子力基本法	<u>「国の責務」として、原子力の活用、国民の理解促進、技術開発、人材育成、事業環境整備など盛り込む</u>
電気事業法	<u>原子炉の運転期間規制の新設</u>
原子炉等規制法	<u>原子炉の運転期間規制の撤廃</u> 、高経年化に関する技術的評価
再処理法	使用済燃料再処理機構（NuRO）に、原発廃炉の調整機能、研究開発、廃炉資金管理業務を追加 原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付け
再エネ特措法	再エネ事業の規律強化、既存再エネへの追加投資促進など

# 原子力基本法：「国の責務」を詳細に書き込み、原子力産業を手厚く支援

- 「国の責務」（内容的には国による原子力産業への支援）を詳細に書き込んでいる
- 本来、原子力事業者が自らの責任で実施すべき内容を、国が肩代わりすることになる
- 原子力の特別扱い。原子力産業を国が救済

# 原子力基本法改定案

## (国の責務) 第二条の二

国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、**原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用**することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、**必要な措置を講ずる責務を有する。**

2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、**原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興**その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する

# 原子力基本法改定案

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三 **国は**、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の**必要な施策を講ずる**ものとする。

一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う**人材の育成**及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために**必要な産業基盤を維持し、及び強化**するための施策

# 原子力基本法改定案

(原子力利用に関する基本的施策)

## 第二条の三

- 二 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策（略）
- 三 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の**安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策**



# 原子力基本法改定案

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三

四 (略) **再処理等、使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び (略) 廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整**その他の必要な施策

五 (略) 最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援 (略)

原則40年。延長申請に基づき、**規制委が審査**→認可→1回に限り延長

現行

原子炉等規制法

運転延長認可  
制度

40年

20年

原則40年

最大60年

原子炉等規制法  
に基づく規則

高経年化対策  
制度

30年

10年

10年

10年

10年ごとに**規制委が審査**→認可

新制度

電気事業法

運転延長認可  
制度

40年

停止期間

20年

経済産業省が認可

60年以上も可能

原子炉等規制法

高経年化対策  
制度

30年

10年を超えない期間ごとに**規制委が審査**→認可

## 今までの制度

原発の運転期間  
「原則40年」

「1回に限り、原子力規制委員会の  
審査に合格すれば20年延長」  
審査は劣化評価も含んでいた

原子炉等規制法

原子力規制委員会

## 新制度

原発の運転期間40年を超えて運  
転をする場合、  
「電力の安定供給への貢献」な  
どを条件に経済産業省が認定

電気事業法

経済産業省

# 原子炉等規制法の運転期間の上限に関する現行規定を削除

原子炉等規制法の改定において、現行の運転期間を原則40年にするという規定を削除。

- 2012年当時、運転期間上限に関する定めは、「規制」の一環として原子炉等規制法に盛り込まれた。このことは、今国会において岸田首相も答弁している。
- 政府は、運転期間の上限について「利用側の政策」として整理したと説明し、その根拠として、原子力規制委員会の令和2年7月29日の文書をあげている。しかし、この文書の主旨は、運転期間から長期停止期間を除外することに否定的な見解をまとめたもの。

# 運転期間の認可を規制委から経産省へ移す：安全規制の緩和に

- 運転期間の上限に関する規定を原子炉等規制法から電気事業法に移す。原発の運転期間の延長については、経済産業大臣が認可を行う。利用上の観点からの判断となる。
- 政府は、原子炉等規制法に30年を超える原発の劣化評価を規定することにより、規制は強化されるとしている。しかし、**従来から、30年超の原発に対する10年ごとの劣化評価は、高経年化技術評価として行われてきた**。今回、これを法律に格上げすることになるが、基本的には、従来の制度の延長線上。
- 老朽原発の劣化評価は事業者任せ。60年を超える原発の実運転データは存在しないこと、「設計の古さ」への対応は困難。

# 運転延長20年に運転停止期間を上積みできる

以下の期間（2011年3月11日以降の期間に限る。）を上積みできる

イ：法令や審査基準の変更に対応するため、運転を停止していた

ロ：行政処分で停止していたが、必要がなかった

ハ：行政指導で停止していた

ニ：裁判所の仮処分命令によって停止していたが、必要がなかった

ホ：その他事業者が予見しがたい事由（経済産業省令で定める）に対応する理由で運転を停止していた期間

①これらの期間中も当然劣化は進む

②それぞれ理由があって停止を求めていたもの。あとから「必要がなかった」と経産省が決めるのは越権行為

③不明確な判断基準→経済産業省がいかようにでも運用

# 施行日（GX脱炭素電源法）

- 電気事業法：公布日（6/7）から2年以内で政令の定める日
- 原子炉等規制法：公布日から2年以内で政令の定める日
- 原子力基本法：公布日
- その他：令和6年4月1日

# 国会では何が議論されたか？①

## プロセスの不透明さ

### 【原子力基本法】

- 改正案の条文は、誰がいつまとめたのか。（原子力委員会では原子力基本法の改正について議論されていなかったため。）
- 実質、資源エネ庁の主導で進められたのではないか。

### 【運転期間延長】

- 運転期間の実質延長をめぐり、資源エネ庁と規制庁が、事前にやりとりをしていたのは、利用と規制の分離に反する
- 資源エネ庁が、原子炉等規制法の改正のイメージまで描いていた
- 資源エネ庁が「規制が緩和されたように見えないことが重要」と書いていた。



# 国会では何が議論されたか？②

## 法律改定の内容に関する質問・指摘

### 【原子力基本法】

- 原子力基本法に「国の責務」として原子力産業への支援を盛り込むことにより、原子力推進が、固定化されてしまう
- 原子力産業協会による要請を丸のみした形だ

### 【原子炉等規制法】

- 運転期間40年規制は「規制」として盛り込まれた
- 炉規法から運転期間の定めを削除する根拠  
→「令和2年文書」は根拠にならない
- 老朽化した原発を、規制委は審査できるのか（例：監視試験片が足りなくなる問題など）

### 【電気事業法】

- 運転期間の延長について経済産業省はどのように審査するのか

# 国会では何が議論されたか？②

## 原発のコスト、リスクなどについて

- いつまで原発を続けるのか
- 原発のコストは高い
  - 政府試算で原子力11.7円/kWh-となっているが、上の数字がない。つまり何かあれば青天井)
  - 国際的にみても、再エネと比して高い
- 地震大国日本に原発があることのリスク：  
基準地震動の設定が緩い
- 実効性のある避難計画の策定は無理
- 核燃料サイクルの矛盾：六ヶ所再処理工場は26回も竣工延期。

# 衆議院における修正

原子力基本法に関し、国民の原子力発電に対する信頼を確保し、「理解」を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に「電力の大消費地である都市の住民」を加え、また、国民の理解「と協力」を得るために必要な取組を推進する責務とするとともに、附則の規定により改正の施行後五年以内に政府が行う検討の対象に、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設の安全の確保のための規制の在り方等を追加する修正が行われた

# 附帯決議（衆議院）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 今後、三十年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大する中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、審査業務の効率化に努めるとともに、事業者等とのコミュニケーションを適切かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるように、整理し、保存に努めること。

二 発電用原子炉の運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、分かりやすいものとなるように策定するよう努めること。

# 附帯決議（参議院）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 安全確保を大前提とした原子力施設の研究や運営・保守管理、廃止措置等、原子力の安全のための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、原子力事業者を取り巻く経営環境にかかわらず、施設の安全性の向上、バックエンド事業の着実な実施等に事業者が確実に取り組むことができるよう、**必要な人材の確保及び技術の維持・強化等に向けた事業環境の整備を進めること。**

二 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、事業者規制基準を遵守するよう求める立場であること、規制と利用の分離の重要性に鑑み、組織内部のガバナンス強化、マネジメントの検証、改善等に不断に取り組み、主体性をもって制度の運用に当たるとともに、その検証結果や取組状況等を公表すること。

三 原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、**可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画との整合性**を図ること。

# 附帯決議（参議院）

四 今後、三十年を超えて運転する発電用原子炉について、長期施設管理計画等の審査が行われることにより原子力規制委員会の業務が増大する中においても、再稼働等に係る審査業務の円滑化を図ることができるよう、原子力規制委員会は、**審査業務の効率化及び審査体制の充実等**に努めるとともに、**事業者等とのコミュニケーションを適切かつ積極的に進め、手戻りのないよう努めること**。その際、事業者等との打ち合わせ等の議事録や会議資料は、国民に説明できるよう、整理し、保存に努めること。

五 発電用原子炉の**運転期間の除外期間を算定する基準を具体化するに当たっては**、原子力規制委員会による適合性審査や、事業者による産業全体の取組において示されている科学的な見地からの意見等も念頭に置きながら、**分かりやすいものとなるように**策定するよう努めること。

六 原子力発電所の廃炉は長期間を要することを踏まえ、今後本格化していく廃炉の円滑かつ着実な実施を推進していくために必要な措置を講ずること。特に、廃炉に伴う放射性廃棄物について、**処分場の確保やクリアランスの推進等の取組が着実に進むように必要な措置を講ずる**とともに、廃止措置や廃棄物処分に係る規制や作業管理の在り方について、諸外国の事例等を踏まえ、リスクレベルに応じた解体作業が可能となるよう検討を進めること。

# 附帯決議（参議院）

七 原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用しつつ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することとした第六次エネルギー基本計画を踏まえ、再生可能エネルギーを中心としたマイクログリッドを含む自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めること。

八 法令違反を行っている再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者に対する交付金相当額積立金制度や、同計画を認定する際の事業者に対する住民への説明の要件化、委託先への監督義務の創設など、本法で行われる規制の強化については、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大に対して必要以上の制約とならないよう、その実施状況を把握し、必要に応じ適切かつ柔軟に制度の改善を図ること。また、景観・環境への影響その他の課題について地方自治体が主体的な立場で解決につなげるための条例を定めること等に対し必要な支援を行い、地域社会との調和の中で再生可能エネルギーの普及が進むよう努めること。

# 附帯決議（参議院）

九 長距離の海底直流ケーブルの敷設を伴う系統整備を進めるに当たっては、工事費が巨額であることに加え、当該系統整備が重要であることに鑑み、技術面の課題に伴う仕様の変更、利害関係者との調整、自然災害のリスクの発現等により、費用や工期などの変更が余儀なくされた際、事業者が負担する事業費の増大等のリスクにも配慮し、事業者の予見性を高めるよう必要な措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統整備費用の負担について、国民理解の醸成に取り組むこと。

十 太陽光パネル等の再生可能エネルギー発電設備については、耐用年数経過後の廃棄物の発生を抑制する観点から、設備のリサイクルシステムの構築等、早急に必要な措置を講ずること。

十一 太陽光発電については、地域との共生を前提に、最大限の導入及び維持管理に必要な措置を講ずるとともに、太陽光パネルを特定の国からの調達に依存している現状を早期に是正するため、実用化が期待されるペロブスカイト太陽電池をはじめとした太陽光発電に関わる産業の国内におけるサプライチェーンの構築を促進すること。

十二 カルテル事案や顧客情報不正閲覧事案等の電気事業における市場環境を揺るがす事案が相次いでいることに鑑み、安定供給との整合や災害等への迅速な対応等を含め、電力システム改革の影響や課題等を検証し、発電、送配電、小売事業の在り方や電気事業法等における法令遵守を担保するための措置の強化、電力・ガス取引監視等委員会等による取組の在り方等について検討を加え、実効性のある取組を早急に進めること。